

4月から暫定的に地域包括支援センター※の担当区域が変わります

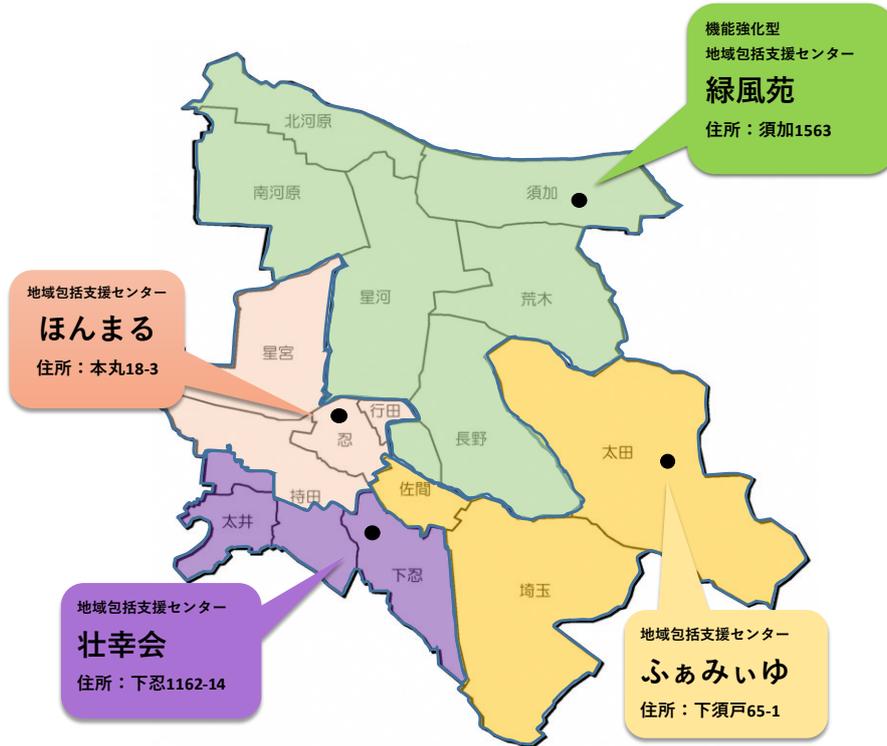
令和6年3月31日付けで、社会福祉法人隼人会が運営していた「地域包括支援センターまきば園」が廃止となりました。

地域包括支援センターは、令和6年4月1日より、暫定で市内4か所体制になります。

星河、荒木、南河原地区は、暫定的に4月から機能強化型地域包括支援センター緑風苑が担当します。

10月1日を目途に、星河、荒木、南河原地区に新たな地域包括支援センターを設置する予定です。

※地域包括支援センター…高齢者の総合相談窓口



●令和6年4月1日からの地域包括支援センター担当地区（暫定）

地域包括支援センター	担当地区
機能強化型地域包括支援センター 緑風苑 ☎ 557-3611	須加、北河原、長野、星河、荒木、南河原 佐間の一部（一旭、二旭、向町、緑町）
地域包括支援センター壮幸会 ☎ 552-1123	太井、下忍、持田の一部（持田五丁目、持田砂原、菊野台、持田西、三井砂原、三持田西部、前谷） ※棚田町三丁目は太井に含む。
地域包括支援センターふぁみいゆ ☎ 558-0088	埼玉、太田、 佐間の一部（大町、一佐間、二佐間、神明、三間）
地域包括支援センターほんまる ☎ 578-7761	忍、行田、星宮、持田の一部（菅谷、一持田北、一持田南、県営持田団地、持田長町、二持田第一、二持田第二、二持田蔵場、三持田大宮口、三持田東部、駒形、西駒形）